

漁港施設の指定管理者評価委員会

日時： 平成 30 年 7 月 19 日（木） 11 時 00 分

場所： 都庁第二本庁舎 9 階 9B 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - (2) その他
- 4 閉 会

【配付資料】

委員名簿

座席表

漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱

資料 1 「二見漁港（小笠原村父島） 漁港施設の管理について」

資料 2 「指定管理者の評価について」

資料 3 「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」

資料 4 「漁港施設の指定管理者に係る二次評価（案）」

参考資料 ・ 漁港施設事業報告書（平成 29 年度）

・ 年度報告書

・ 指定管理者アンケート結果（平成 29 年度）

・ 経営基盤計算書

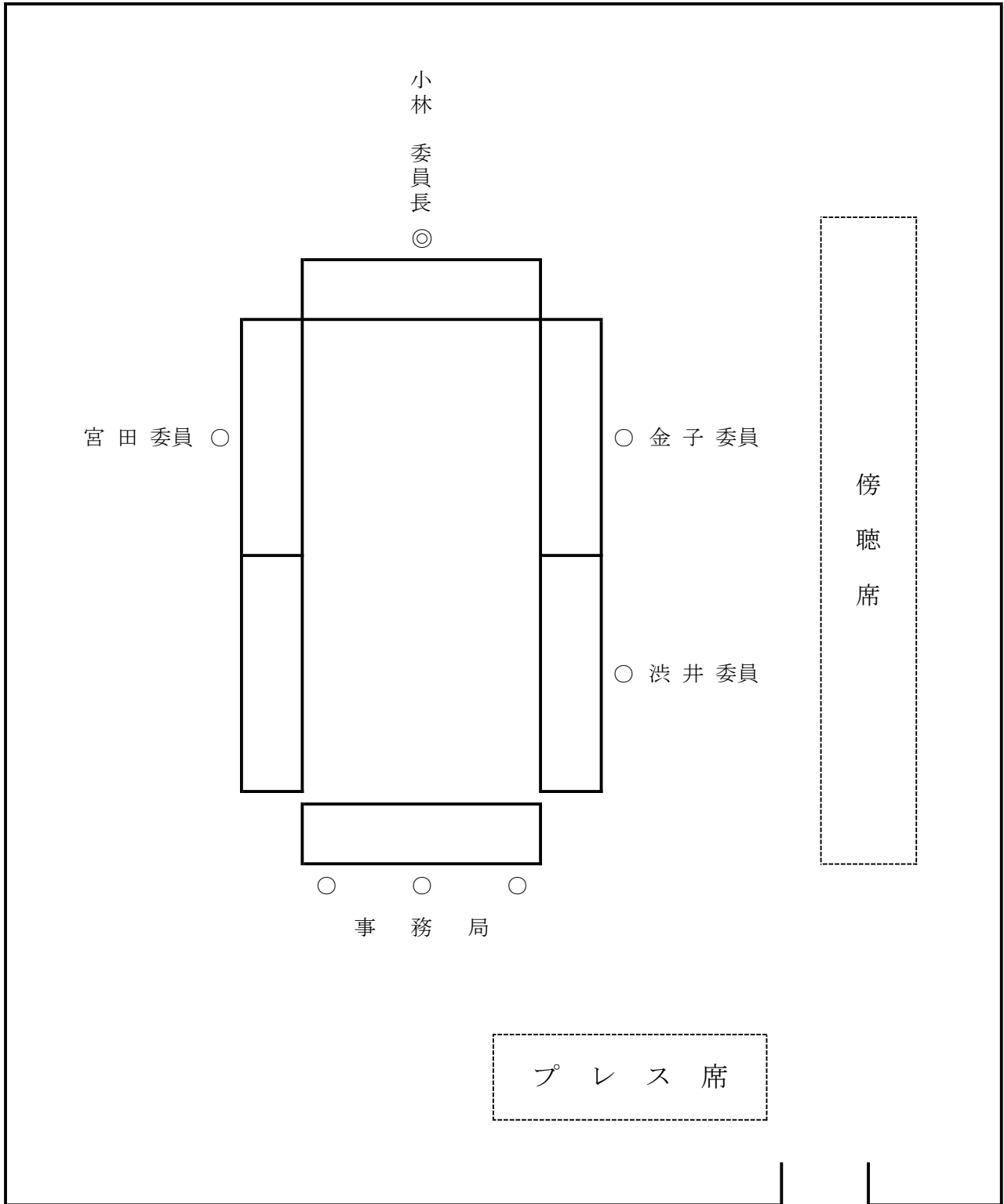
平成30年度 漁港施設の指定管理者評価委員

	氏 名	職 名 等	備 考
外部委員	渋井 信和	公益財団法人小笠原協会会長	平成30年度～
	宮田 茂樹	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事	平成29年度～
	金子 邦博	公認会計士	平成20年度～
内部委員	◎ 小林 英樹	東京都港湾局離島港湾部長	平成28年度～
	鈴木 朋範	東京都小笠原支庁長	平成30年度～

◎ 委員長

漁港施設の指定管理者評価委員会

座席表



漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱

制定 平成19年5月31日付19港島管第210号
改正 平成22年6月7日付22港島管第366号
改正 平成24年1月24日付23港島管第1004号
改正 平成29年5月23日付29港島管第83号

(設置)

第1 東京都漁港管理条例(昭和42年東京都条例第47号。以下「条例」という。)第15条の3第2項の規定に基づき、漁港施設の指定管理者として指定を受けたものが実施した施設の管理運営状況等を評価するため、漁港施設の指定管理者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例、同施行規則及び漁港施設の管理に関する基本協定等に基づき、指定管理者が実施した施設の管理運営状況等の評価
- (2) 特命要件の状況の継続に関して付議された事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、評価を行うに当たり必要な事項

(組織)

第3 評価委員会は、次に掲げるもののうち、東京都港湾局長(以下「局長」という。)が委嘱する委員5名により組織する。

- (1) 東京都港湾局離島港湾部長(以下「離島港湾部長」という。)
- (2) 東京都小笠原支庁長
- (3) 公認会計士(1名)
- (4) 学識経験者(2名)

2 委員長は、離島港湾部長をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、東京都小笠原支庁長がその職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、局長から委嘱を受けた日から当該委嘱に係る評価について港湾局が公表する日までとする。

(評価委員会)

第6 評価委員会は、委員長が召集する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

4 評価委員会は、非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、原則公開とする。

(守秘義務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8 評価委員会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部管理課において行う。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、離島港湾部長が別に定める。

附 則 (19 港島管第210号)

1 この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則 (22 港島管第366号)

1 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

附 則 (23 港島管第1004号)

1 この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則 (29 港島管第83号)

1 この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

【概要】

- 小笠原村父島二見漁港において、指定施設[※]を指定管理者が管理
- 指定管理者:「小笠原島漁業協同組合」(特命)
- 指定の期間:平成28年4月から5年間(平成32年度まで)
- 利用料金制を採用

※指定施設

漁船以外の船舶の停泊、停留、係留又は陸置きに利用させるための漁港施設

【指定管理者の業務】

- 1 指定施設の利用の受付及び案内に関する業務
- 2 指定施設の維持管理及び修繕(知事が指定する修繕等を除く。)
- 3 指定施設の一時的利用の届出を受理すること
- 4 指定施設の利用許可等
- 5 その他、知事が特に必要と認める業務

【小笠原島漁業協同組合の概要】

- 設立:昭和43年10月
- 事業目的:組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図る
- 組織:理事6名、監事2名、職員11名(平成30年3月現在)
- 組合員:44名(正組合員)

【特命理由】

※東京都指定管理者選定等に関する指針<特命選定が可能となる要件>
山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設

- 1)対象施設は、東京から南方へ約980km離れた小笠原村父島の二見漁港にあり、複数年にわたって安定的に管理を行える事業者が限定されること。
- 2)対象施設は、漁港内にあるという特殊性があり、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効果的かつ効率的に行う必要があること。
- 3)小笠原島漁業協同組合は、管理運営の良好な実績とノウハウを持っており、自らも漁港施設の利用に精通していること。

【二見漁港】

○概要

小笠原諸島父島内
地元漁船の拠点漁港、周辺海域で操業する漁船の避難漁港

○利用状況(平成29年度)

プレジャーボート 97隻 収入:6,011千円
利用料金:1隻 25ft未満4,000円/月、25ft以上6,000円/月

指定施設一覧

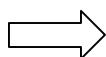
施設の種類	施設の名称
岸壁	二見漁港岸壁
棧橋	二見漁港棧橋(1)
	二見漁港棧橋(2)
船揚場	二見漁港船揚場
	二見漁港船揚場(2号)
泊地	二見漁港護岸(オイルフェンス横)前面泊地
	二見漁港護岸(保安署横)前面泊地
	二見漁港護岸(赤間裏)前面泊地
	二見漁港護岸(野積場前)前面泊地
	二見漁港内防波堤前面泊地



指定管理者の評価について

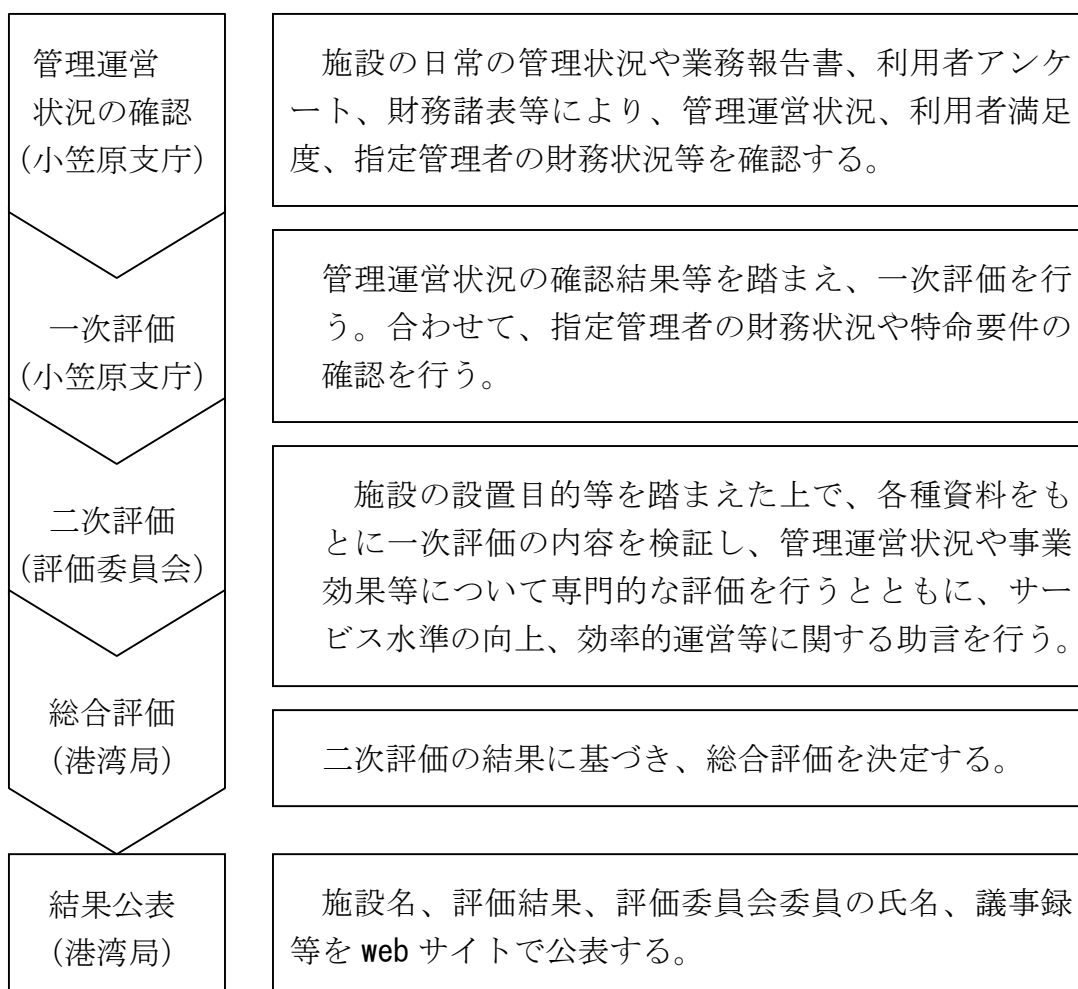
評価の目的

- 協定記載業務の履行、指定管理者が守るべき事項の遵守を確認
- サービス実施状況、利用者満足度等をチェックし、管理運営業務に反映



都民サービスの一層の向上
施設運営の継続的な改善

評価の流れ



漁港施設の指定管理者に係る評価結果(一次評価)

資料3

【評価項目】

大項目	項目	確認項目				
			水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
適切な管理の履行	施設・設備の点検 ・設備管理(月1回以上)			○		
	施設の清掃 ・船揚場、棧橋の清掃(適宜)			○		
	施設の警備 ・施設内巡回(適宜)			○		
	人員配置 ・係員の配置(1名)			○		
	人材育成の取組 ・漁港管理条例等の周知			○		
	利用者の平等利用への取組 ・利用許可に対する公平審査の実施			○		
	他機関との連携 ・行政、漁業関係者との連携・調整(適宜)			○		
	<評価の内容> 施設の巡回や清掃等、すべての項目において水準どおりに実施されている。					
	管理状況	法令等の遵守		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る
			個人情報保護の取組 ・東京都個人情報の保護に関する条例の遵守			○
情報公開の取組 ・東京都情報公開条例の遵守					○	
各種法令等の遵守 ・漁港管理条例等の遵守					○	
利用記録等各種情報の管理 ・保管場所の施錠 ・パスワードによる情報管理					○	
都への報告・連絡 ・迅速な都への状況報告					○	
<評価の内容> 法令の順守や迅速な報告等、すべての項目において水準どおりに行われている。						
安全性の確保		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る		
	防災への配慮 ・台風・津波対策へ協力			○		
	防犯への配慮 ・放置船舶の状況把握、対処(適宜)			○		
	緊急時対策 ・行政・関係機関と連携した迅速な対応			○		
	施設・設備管理に関する書類等の管理 ・点検表の作成(月1回以上)			○		
	<評価の内容> すべての項目において適正に対応している。					
財務・財産の状況		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る		
	収支状況(安定的な運営) ・収入の状況(6,011千円) ・29年度収支(260千円)			○		

大項目	項目	確認項目				
管理状況	財務・財産の状況		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
		経理処理 ・経理の明確な区分 ・帳簿、関係書類による経理状況の明確化		○		
		経理・現金に関する書類等の管理 ・帳簿、関係書類の整備、保存 (指定期間終了後5年間)		○		
		<評価の内容> 適正に管理されている。				
事業効果	利用の状況		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
		利用者数 ・年間利用(97隻)・1年未満利用(3隻)		○		
		利用案内 ・利用案内の作成・配付		○		
		<評価の内容> 利用案内の配付等、計画的に行われている。				
	サービス内容の向上		水準を上回る	水準どおり	水準を下回る	
		利用者ニーズの把握 ・利用者アンケートの実施		○		
		苦情等への対応 ・利用者への回答		○		
		<評価の内容> 利用者アンケートの実施や苦情への対応も適切に行われている。				
合計点 23点			2点× 項目	1点×23項目	0点× 項目	
一次評価	A	標準点 評価項目が全て 中位の評価(「水準 どおり」を受け た場合の得点	S 標準点の1.33 倍(小数点以下 切上)以上	A ⁺ 標準点の1.25 倍(小数点以下 切上)以上 S-1点以下	A B+1点以上 標準点の1.25倍 (小数点以下切 上)-1点以下	B 標準点の0.88 倍(小数点以下 切捨)以下
特記事項	特になし					
要改善事項等	特になし					

【確認事項】

事業者の財務状況	業務報告書における平成29年の財務諸表から、小笠原漁業協同組合全体の事業収支及び漁港管理委託事業の収支ともに、組織・事業運営の健全性が確保されており、事業の継続に支障がないことを確認した。
----------	--

特命要件の継続	特命要件	有	無
	1)対象施設は、東京から南方へ約980km離れた小笠原村父島の二見漁港にあり、複数年にわたって安定的に管理を行える事業者が限定されること。 2)対象施設は、漁港内にあるという特殊性があり、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効率的かつ効果的に行う必要があること。 3)小笠原島漁業協同組合は、管理運営の良好な実績とノウハウを持っており、自らも漁港施設の利用に精通していること。	○	

漁港施設の指定管理者に係る二次評価（案）

○施設名：二見漁港岸壁外9施設

○指定管理者名：小笠原島漁業協同組合（特命）

○指定期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

○特記事項：利用料金制

○平成29年度評価結果：下表のとおり

項目	評価内容
二次評価	A
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 施設の清掃、警備等が適正に行われている。 漁港管理条例等法令の遵守が徹底されている。 台風発生時等において、巡回、被害点検及び清掃を迅速に行い、施設内の安全確保に努めている。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 利用許可調整が適切に行われ、最大限の利用者数が維持されている。 利用者案内の作成、配布を初め、施設の適正利用についての周知が行われ、漁港機能との共存が図られている。 利用者ニーズを把握するためアンケートを実施しており、高い評価を獲得している。 苦情・要望等を受けた際には、指定管理者が対応できる内容については即時に対応している。施設整備に関する要望など指定管理者が対応できないものについては、漁港管理者へ随時報告が行われている。

漁港施設指定管理者評価委員会

(参考資料)

*****目次*****

	ページ
○漁港施設事業報告書（平成29年度）	1
○年度報告書	4
○指定管理者アンケート結果（平成29年度）	7
○経営基盤計算書	8

漁港施設事業報告書 (平成29年度)

平成30年4月

団体名 小笠原島漁業協同組合

I 収支報告

1 収入

(単位：円)

項目	内容	金額
利用料金		6,011,280
利用料金収入	岸壁、棧橋、船揚場、泊地の利用料金収入	6,011,280
計(A)		6,011,280

2 支出

(単位：円)

項目	主な用途	金額
人件費	現場に配置されている職員等の経費(給与、諸手当、法定福利費、厚生費など)	5,313,600
事業費		437,400
光熱水費	ガソリン代他	120,000
備消耗品費等	コピー用紙等消耗品、備品、修繕費等	120,000
役務費等	利用案内郵送料、電話代等	195,400
その他経費	収入印紙等	2,000
計(B)		5,751,000

3 収支差額

(単位：円)

項目	内容	金額
収支差額	(A) - (B)	260,280

Ⅱ 財務諸表（抜粋）

（単位：円）

科 目		金 額
漁港管理委託事業収益		6,011,280
	漁港管理委託事業収入	6,011,280
漁港管理委託事業直接費		5,751,000
	漁港管理委託事業支出	5,751,000
漁港管理委託事業総利益 （収益 － 直接費）		260,280

年度報告書

平成29年4月1日～平成30年3月31日

小笠原島漁業協同組合

平成29年度 業務報告

【施設の利用案内・受付】

- 指定施設の利用案内を作成、周知し、受付を実施した。その際に入出港届等の書類提出義務の告知を再度、要約して配布

【指定施設の利用許可】

- 利用許可の決定を行い、利用者に利用許可書及び承認ステッカーを交付した。

【利用料金の収受】

- 別紙利用料金収入のとおり

【施設の維持管理】

- 日常的に清掃、巡回を実施。台風、強風、大雨後日にスロープ等の清掃を実施。
- 破損箇所等の確認を行う。
- 無許可、無届船舶に対して移動等の注意勧告を行う。
- 施設内の駐車について注意、指導を行う。
- 船舶の有無、利用確認を行う。
- 東京都が実施した利用に関するアンケートの配布、回収について協力した。

【その他】

- 稼働状況の少ない船舶の所有者に対し、施設利用の解約を勧めた。
- 利用者同士の利用場所の交換を受付、許可を行った。

施設の管理状況

管理状況の総括

- ・毎日の巡回を朝・昼・夕方 の 3 回に分けて行った。
- ・台風時等には、遊漁部と連携し、迅速な避難誘導や被害対処等を行った。
- ・施設の利用方法について、利用者に現場で指示、指導、説明を行った。
- ・指定施設内駐車について、注意、指導等を行った。

非常時等の対応

日付	業務内容	岸壁	栈橋 1	栈橋 2	船揚場	船揚場(2号)	前面泊地 護岸(オイルフェンス横)	前面泊地 護岸(保安署横)	前面泊地 護岸(赤間裏)	前面泊地 護岸(野積場前)
4月7日	・指定施設外係留者への指導			●						
4月13日	・漂着物の回収 ・指定施設外係留者への指導				●					
5月8日 ～ 5月20日	・漂着物の回収 (南寄りの風が続き、漂着物が増加)				●	●				
5月25日	・漂着物の回収					●				
5月29日	・漂着物の回収				●	●				
6月3日	・漂着物の回収				●	●				
6月19日	・漂着物の回収				●	●				
6月28日	・漂着物の回収				●	●				
7月3日	・漂着物の回収				●	●				
7月17日	・漂着物の回収				●	●				
7月28日	・台風5号接近のため、関係各所に連絡、養生を実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8月1日	・台風5号による漂着物の回収	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8月9日	・漂着物の回収				●	●				
8月19日	・漂着物の回収				●	●				
8月30日	・台風15号接近のため、関係各所に連絡、養生を実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9月2日	・台風15号による漂着物の回収	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10月24日	・台風21号による漂着物の回収	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11月7日	・漂着物の回収				●	●				
12月12日	・指定施設外で作業を実施していた係留者への指導				●					
1月29日	・漂着物の回収				●	●				
2月19日	・漂着物の回収				●	●				
3月14日	・漂着物の回収				●	●				

※ 日常の清掃、点検以外に、漂着物撤去、点検、台風への対応等を行った施設について、●印を付けている。

指定管理者アンケート結果（平成29年度）

（単位：件）

配付数	回収数	回収率
95	33	34.7%

（単位：件）

十分満足している	まあ満足している	やや不満である	かなり不満である	未回答
17 (51.5%)	11 (33.3%)	4 (12.1%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)

【主な意見・要望】

1 施設整備に関する意見・要望

- ・係船環の位置を変えてほしい
- ・防犯カメラを設置してほしい
- ・電灯を設置してほしい
- ・船揚場のスロープを増設してほしい
- ・干潮時に上架できないため船揚場（2号）のスロープを海側に延長してほしい
- ・海上係留隻数を増やしてほしい

2 施設管理に関する意見・要望

- ・部外者の立入禁止を徹底してほしい
- ・ゴミが散乱しているときがあるため、マナー・モラル向上の周知をしてほしい
- ・施設付近に駐車している人たちへの指導や対策を徹底してほしい
- ・稼働回数の少ない船を陸置き、頻繁に使用する船を海上係留にしてほしい

【意見・要望の考察】

1 施設整備について

- ・施設の増設や新規設置等に関しては指定管理者ではなく、都で対応することになる。予算の制約などもあるため、早急な対応は難しいが、施設の必要性や設置後の管理等を指定管理者と整理した上で対応していく。
- ・係船環の位置については、指定管理者において実施した変更希望調査の結果を元に、昨年度、一部の係船環の移設を施工した。残りの係船環については来年度中の移設を予定している。

2 施設管理について

- ・通常の管理業務に関しては、小笠原支庁における日常パトロールにおいて、一定の水準が確保できていることを確認している。
- ・利用者のマナー向上については指定管理者が日常的に注意・指導を行っているが、引続き注意喚起を徹底するよう、都としても指定管理者に指導していく。
- ・稼働回数に基づく利用箇所の調整に関しては強制的に行うことは困難。指定管理者において稼働していない船舶の所有者への解約の提案及び利用者間での利用箇所交換の受付・許可を実施している。

経営基盤計算書

(単位:円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経営資本	472,815,328	525,315,254	457,131,537	440,404,176	523,129,990
資産合計	504,310,328	542,500,254	473,293,537	466,016,176	545,966,990
建設仮勘定	18,795,000	3,885,000	2,862,000	12,312,000	9,612,000
投資等	12,700,000	13,300,000	13,300,000	13,300,000	13,225,000
売上高	679,356,360	687,497,694	497,936,987	466,980,926	463,750,479
営業利益	41,766,271	52,210,045	17,033,482	19,445,280	13,349,068
流動資産	327,199,918	370,684,689	283,510,547	269,011,910	341,566,789
固定資産	171,288,267	165,993,412	183,960,837	191,182,112	198,578,048
流動負債	191,878,402	220,967,757	142,549,441	151,127,579	202,335,564
固定負債	14,750,000	12,875,000	26,500,000	22,375,000	18,250,000
負債合計	271,699,486	302,283,276	231,575,020	239,953,417	291,169,180
資本合計	232,610,842	240,216,978	241,718,517	226,062,758	254,797,810
固定負債・資本合計	247,360,842	253,091,978	268,218,517	248,437,758	273,047,810
負債・資本合計	504,310,328	542,500,254	473,293,537	466,016,175	545,966,990

営業収益(a)	679,356,360	687,497,694	497,936,987	466,980,926	463,750,479
業務費用(b)	637,590,089	635,287,649	480,903,505	447,535,646	450,401,411
(営業利益)(a)－(b)	41,766,271	52,210,045	17,033,482	19,445,280	13,349,068

	24・25年度	25・26年度	26・27年度	27・28年度	28・29年度
経営資本平均値	471,242,058	499,065,291	491,223,396	448,767,857	481,767,083

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 経営資本営業利益率	8.86	10.46	3.47	4.33	2.77
2 経営資本回転率(回)	1.44	1.38	1.01	1.04	0.96
3 売上高営業利益率(%)	6.15	7.59	3.42	4.16	2.88
4 流動比率(%)	170.52	167.76	198.89	178.00	168.81
5 自己資本比率(%)	46.12	44.28	51.07	48.51	46.67
6 固定資産長期資本比率	69.25	65.59	68.59	76.95	72.73

- | | |
|---------------|---|
| 1 経営資本営業利益率 | 高い方がよく、10%以上が好ましい。日本での全業種平均は3%程度で、製造業では4%、非製造業で2.6%程度。 |
| 2 経営資本回転率(回) | 高いほど良い。全業種平均は0.8回。以前の数値と比べる。 |
| 3 売上高営業利益率(%) | 高いほど良い。全産業の平均は3.9% (平成27年度実績) |
| 4 流動比率(%) | 流動比率が100%以上であれば、短期的な支払能力が支払義務をまかなって余りあるということで、支払余力があると推測するできる。 |
| 5 自己資本比率(%) | 自己資本比率は一般的に50%前後を超えているとかなり優良、20~30%くらいでもよい印象があるといわれている。中小企業の場合は15%くらいが平均とされている。 |
| 6 固定資産長期資本比率 | この比率は常に100%以下で、かつ、低いことが望ましい。 |